

常勤性の確認書類の取り扱い変更お知らせ

令和 8 年 7 月 1 日より、建設業の許可申請及び変更届における常勤性の確認書類を以下のとおりに変更します。

(個人事業主の場合) 以下①及び②の資料

① 他の事業者の社会保険へ加入していないことを証明する資料

直近決算の個人所得税確定申告書の写し（第一表、第二表、受信通知（メール詳細））
※ 令和 7 年 1 月以降に紙で提出した確定申告書の写しを提出する場合は、都税事務所発行の個人事業税の納税証明書（原本）又は税務署発行の納税証明書（その 2）で事業所得金額の証明があるもの（原本）を併せて提出すること。
※ 個人番号の記載がある場合は、非表示（マスキング等）にしてから提出してください。

② 本人の生年月日を確認できる資料（以下のいずれか）

- ・ 健康保険の資格確認書の写し（有効期限内のもの）
- ・ 運転免許証の写し（有効期限内のもの）（両面）
- ・ 発行後 3 カ月以内の住民票（個人番号及び住民票コードを省略したもの）（[原本提出](#)）

(法人の場合) 以下①の資料（[①に生年月日が記載されていない場合に②の資料も併せて提出](#)）

① 申請者への所属を証明する資料（以下のいずれか）

- a 健康保険・厚生年金保険被保険者に関する標準報酬決定通知書の写し
- b （70歳以上の場合）厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額のお知らせの写し
- c 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- d （70歳以上の場合）厚生年金保険70歳以上被用者該当及び標準報酬月額相当額のお知らせの写し
- e （新規に認定する者に限り）健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（受付印のあるもの）
- f （70歳以上の新規に認定する者に限り）厚生年金保険70歳以上被用者該当届（年金事務所の受付印のあるもの）
- g 厚生年金保険の被保険者記録照会回答票の写し
- h 健康保険の資格確認書の写し（事業所名の記載があり有効期限内のものに限る）
- i 健康保険組合等による資格証明書（申請法人への在籍を証明するもの）（[原本提出](#)）
-
- j 住民税特別徴収税額通知書（徴収義務者用）の写し
- k （新規に認定する者に限り）特別徴収切替届出（受付印のあるもの）の写し
-
- l 直近決算の法人用確定申告書の写し（表紙（別表一）、役員報酬明細、受信通知（メール詳細））
※ 申請法人において役員として一定額の役員報酬を得ていることを証する必要がある。
※ 令和 7 年 1 月以降に紙で提出した場合は都税事務所発行の法人事業税の納税証明書（原本）を併せて提出すること。

② 本人の生年月日を確認できる資料（以下のいずれか）

- ・ 健康保険の資格確認書の写し（有効期限内のもの）
- ・ 運転免許証の写し（有効期限内のもの）（両面）
- ・ 発行後 3 カ月以内の住民票（個人番号及び住民票コードを省略したもの）（[原本提出](#)）